

平成26年改正給与条例附則第11項から第13項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

## 香川県人事委員会規則第25号

平成26年改正給与条例附則第11項から第13項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成26年改正給与条例附則第11項から第13項までの規定による給料に関する規則（平成27年香川県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(平成26年改正給与条例附則第11項の人事委員会規則で定める職員) 第2条 略  (1) 略 (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）又は降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。同号において同じ。）をした職員 (3) 切替日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第38条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第7条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年香川県条例第69号）第9条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）第9条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの ア～ク 略 (4)～(6) 略  (平成26年改正給与条例附則第12項の規定による給料の支給) 第3条 略	(平成26年改正給与条例附則第11項の人事委員会規則で定める職員) 第2条 平成26年改正給与条例附則第11項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 切替日以降に基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいう。次条第1項第2号において同じ。）より下位の職務の級に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。同号において同じ。）をした職員 (3) 切替日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第7条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年香川県条例第69号）第9条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）第9条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの ア～ク 略 (4)～(6) 略  (平成26年改正給与条例附則第12項の規定による給料の支給) 第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正給与条例附則第12項の規定
1	

(1) 略

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合  
切替日の前日においてその者が適用されていた給料表の給料月額欄に定める額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けこととなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けこととなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3)～(6) 略

2 略

による給料として支給する。

(1) 略

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に同日において適用されることとなる給料表の給料月額欄に定める額に相当する額

(3)～(6) 略

2 略

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の第3条第1項第2号に掲げる場合に該当することとなった職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第55号）附則第12項の規定による給料の支給については、なお従前の例による。